

栃木県知事 福田 富一様

2022年1月13日  
日本共産党栃木県委員会  
委員長 小林 年治  
日本共産党栃木県議団  
代表 野村 せつ子

## 2022年度栃木県予算と施策に関する重点要望書

栃木県の2022年度予算の編成にあたり、日本共産党栃木県委員会と同栃木県議団は「2022年度栃木県予算と施策に関する重点要望書」（191項目）を提出します。

デルタ株の4倍の感染力があるともいわれるオミクロン株の感染急拡大で新型コロナウイルス感染症は第6波に突入したと報じられます。感染拡大をいかに抑えるか、2年におよぶコロナ禍で深刻なダメージを受けているくらしと営業をいかに守りぬくかは、県政の最優先課題です。これまで要望してきたこととの重複もありますが、緊急要望として改めて実現を求めます。

国、岸田内閣の対応はワクチンも、検査も遅れています。昨年末に決定した22年度政府予算案では、軍事費に補正予算と合わせて6兆円もつぎ込む一方、社会保障費の圧縮が目立ち、コロナ禍で経営危機となっている医療機関や介護施設への減収補てんは盛り込まれませんでした。10月からは75歳以上の医療費が2割負担に引き上げられます。国の対策の不十分さを地方が補強しなければ県民生活は守れません。地方の一般財源の総額は前年度並みが確保されており、暮らし、福祉を支えるために活かす必要があります。

特に昨年10月発表の「県政世論調査報告書」で県民要望の上位にランクされた高齢者福祉対策、医療対策、防災対策、雇用の安定と勤労者の福祉、子育て・少子化対策、学校教育の充実などに力を入れることを求めます。また、県民各層からの要望や、国政にかかる要望も盛り込みました。

これらの切実な県民要望を新年度予算と施策に取り入れるとともに、緊急性を要する事業は2021年度補正予算で対応されるよう要望いたします。

※ ●印の項目は緊急要望、**新規**印は新規要望

## ●【コロナ対策緊急要望】

### 1. ワクチン接種について

医療関係者、高齢者施設従事者等の接種完了を急ぎ、重症化リスクの高い高齢者などを優先的に3回目の接種を最大限、迅速に行うこと。そのために市町に必要な支援を行うこと。

### 2. 無症状者への検査の拡大について

(1) 高齢者施設、医療機関、福祉施設、教育施設等職員の定期検査を実施すること。

(2) 感染拡大時の無料一般検査が1月末までの予定で県内76カ所で開始されたが実施期間を少なくとも第6波が収束するまで延長すること。また実施カ所を全市町に増やすこと。

(3) ワクチン・検査パッケージおよび感染拡大時の一般検査で陽性が判明した場合、医療機関の受診に速やかに誘導し、保護することができるようにすること。PCR検査による陽性の場合、医療機関との連携で陽性確定が可能になるようにすること。

### 3. 陽性者（有症者）に対する対応について

(1) 症状や重症化リスク等状況に応じて、入院および宿泊療養施設で療養し、抗体カクテル療法や経口ウイルス薬等の投与が受けられるようにすること。

(2) 自宅療養者は極力減らし、自宅療養者が放置されることが絶対に起きないように、市町とも連携して、必要な治療および健康観察、生活支援等が受けられるようにすること。在宅診療等を行う医療機関、訪問看護ステーション等を増やすこと。

### 4. 臨時医療施設の増床について

現行方針の下で整備中の臨時医療施設は県南・安足・宇都宮（全圏）に5カ所100床となっているが、昨年夏の2倍の感染力を想定したものであり、明らかに不足する恐れがある。宇都宮、県西、県東、県北など全県域に増やし、200床以上確保すること。

### 5. 発熱外来の体制支援補助金等医療機関への支援について

発熱外来の体制支援への補助金の復活、診療報酬の引き上げなど医療機関への十分な支援を国に要請すること。県としての支援を強化すること。

6. 保健所の保健師等職員を増員するなど恒常的な体制強化をはかるとともに、感染爆発等の危機に対応できる臨時の体制強化を行うこと。

7. ワクチン、抗体カクテル療法薬、経口抗ウイルス薬等が不足なく配分されるよう国に強く要請すること。抗体カクテル療法薬、経口ウイルス薬の登録医療機関・薬局を増やすこと。

8. コロナ入院者の症状に応じた転院を推進し、転院先確保と転院調整を行う仕組みを強

化するとともに、受け入れ先の医療機関・施設への支援金を継続すること。

9. 医療機関の従事者確保に対する支援を強化すること。医師、看護師等の復職を支援する総合的な体制を構築すること。

10. 医療従事者応援金を新年度も継続すること。

11. 宿泊療養施設について

(1) 施設と室数の確保計画をオミクロン株の感染力に対応した確保数に見直し、即応できるようにすること。市町と協力し、稼働に必要なマンパワーを確保すること。

(2) 宿泊療養施設に看護師が常駐する医務室を設置すること。

12. 保健環境センター（地方衛生研究所）の人的体制、PCR検査機器を増強すること。オミクロン株のゲノム解析を速やかに実施できるよう体制を確保すること。

13. 国にすべての医療機関、保険薬局の減収補填、すべての医療従事者への特別手当の支給を行うよう求めること。

14. 国に以下の対策を要請すること。

(1) 収入が減った人、生活困窮の人に一律10万円の特別給付金を支給すること。

(2) 事業者に対し、持続化給付金、家賃支援給付金の再度、複数回の支給を求め、コロナ禍が収束するまで継続すること。

(3) コロナ対応の緊急借り入れ等の債務の負担軽減・免除の仕組みをつくること。

(4) 消費税率を緊急に5%に引き下げること。インボイス制度の実施を中止すること。

15. 原油価格高騰対策として、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者等への福祉灯油制度を実施すること。社会福祉施設、農業用ハウスの燃料高騰分に対する助成を行うこと。

16. 1月4日よりスタートした県民一家族一旅行事業の隣県拡大版は、募集を停止すること。

## 【重点要望】

### 【1】安心の医療・保健

1. 国民健康保険制度について

(1) 2022年4月から未就学児の均等割を5割削減する国の制度が始まるのに合わせ、県独自の上乗せにより18歳まで減額対象とすること。 新規

(2) コロナ禍が続く下で、国民健康保険証は医療機関受診の命綱となっている。国民健康保険料滞納者の保険証を取り上げ短期保険証、資格証明書交付を行わないこと。

- (3) コロナ罹患の場合も国保傷病手当が受けられるが、申請について周知を徹底し、申請しやすくすること。また対象を給与所得者のみならず自営業、農業の事業主にも拡大すること。
- (4) 国に対し、国保税を「協会けんぽ並」に引き下げのため、大幅な公費負担を求めること。
- (5) 国に対し、国保税負担軽減のため一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行う市町への予算削減のペナルティ廃止を求めること。
- (6) 国に対し、市町の子ども医療費現物給付にたいする国のペナルティを全面的になくすよう求めること。市町のペナルティ分は国民健康保険納付金に加算せず、県負担とすること。

## ● 2. 後期高齢者医療制度について

- (1) 75歳以上の窓口負担が10月から原則2割に引き上げられるが、コロナ対策としても受診抑制につながる懸念されている。国に引き上げを中止するよう働きかけること。
- (2) 低所得者への保険料軽減の継続、国庫負担の引き上げを働きかけること。

3. 地域医療構想はコロナ感染症への対応など急性期の必要病床数を含め現状にかみ合ったものに見直すこと。厚生労働省が公表した公立・公的病院の「再編リスト」は撤回するよう求めること。

4. 室内の寒暖差によるヒートショックによる突然死や脳心疾患の悪化を防ぐため、風呂場・脱衣場などへの暖房設備、通報装置等の設置を支援する制度を創設し、市町と協力して助成すること。(産業労働観光部)

5. 短命県返上をめざし、脳疾患、心疾患による死亡を減少させるため、減塩対策を強化すること。公共施設の食堂や学校給食の減塩対策を推進すること。また減塩食を提供する食堂や宿泊施設、減塩食品を開発・販売する事業者等を支援すること。

6. 疾病の早期発見のため、健診を充実させ、胃カメラ、内臓エコー検査、頸部血管・甲状腺エコー検査等を無料健診メニューに加えること。

● 7. 4月からの県立岡本台病院の独立行政法人化を中止すること。病棟更新など老朽化対策を早急に進めること。不足している保護室を増設すること。県直営として十分な財政措置を講じて職員配置と診療体制、患者サポート等を充実させること。 **新規**

8. 独立行政法人県立がんセンター、リハビリテーションセンターの機能充実とより良い医療提供、福祉サービス提供のため、県として十分な財政支援をおこなうこと。がんセンターにICU、人工透析機器を整備しそのための人材確保を行うこと。

9. 県南広域的水道整備事業は、栃木市、下野市、壬生町の水道水源の35%を地下水から南摩ダムが開発した県水に切り替える方針だが、2市1町の住民は地下水100%の使用を維持するよう求めている。住民合意のない事業は中止すること。

10. 犬猫殺処分ゼロを実現するため、動物愛護団体や獣医師会等と連携してとりくむこと。里親探しのための一時保護所の設置、犬猫の避妊対策への支援制度を創設すること。

## 【2】安心の子育て環境

●1. こども医療費助成制度の対象年齢を中学3年生まで拡大し、市町と協力して県内どこでも18歳まで無料にできるようにすること。小学校6年生まで現物給付を拡大すること。

2. 県単1歳児担当保育士増員補助金の単価増額、食物アレルギー対応給食提供事業補助金の単価増額とすべての保育施設に対象拡大をはかること。

3. 保育所、幼稚園等の給食費（副食費）は保育・教育の一環であるから、副食、主食とも無償にすること。国にたいして副食費を無償とするよう求めること。

4. 保育所待機児の掌握方法について、希望する施設に入れなため待機している子も待機児数に反映させること。待機児ゼロにするため認可保育園をふやすこと。

5. 保育士不足解消のため、国に保育士全体の賃上げによる待遇改善を働きかけるとともに、県として賃上げの支援制度を創設すること。

### 6. 児童相談所の体制強化

(1) 児童虐待防止対策総合強化プランに対応した児童相談所の体制強化を着実に促進すること。計画に見合った児童福祉士、児童心理士、スーパーバイザーの育成のための予算を確保すること。すみやかな判定・措置のためにも、職員の心身の健康とスキルアップのための研修派遣を保障する上でもゆとりある体制にすること。

(2) 市町を支援し、子ども家庭総合支援拠点等の体制の強化がはかれるようにすること。

(3) 県南・県北児童相談所に一時保護所を設置すること。

(4) 中核市宇都宮市への児童相談所設置について、財政的にも職員配置においても最大限

支援し、市との協議を促進すること。

7. こどもの居場所づくりやこども食堂等の事業予算を増やし、NPO、ボランティア団体等への支援を抜本的に強化すること。コロナ感染対策の備品等の購入や活動形態の変更などを支援すること。

8. 放課後児童クラブ(学童保育)において、子どもの安全・安心を守るため職員の複数体制、有資格者の配置など「従うべき基準」に戻すよう国に求め、県として運営と指導員の雇用が維持できるよう支援すること。コロナ感染対策として、備品等の購入を支援するとともに指導員に特別手当を支給すること。

●9. 予期しない妊娠に苦しむ女性への総合的支援を推進すること。にんしんSOSとちぎの電話相談について、LINE相談も開設し、中高生にも広く周知すること。関係機関・団体、支援に取り組むNPO、学校現場等との連携・支援を強め、相談者への親身な支援体制を強化すること。

**新規**

### 【3】安心の介護・福祉

#### 1. 介護保険について

(1) 介護報酬の大幅な引き上げを国に求めること。

(2) 介護福祉士、介護施設従事者の大幅賃上げのために県独自の支援制度を作ること。

(3) 「総合事業」の対象者が要介護者まで拡大されたが、要介護者のどこまで対象者を広げるかは市町の判断とされている。要介護1.2の生活援助サービスの「保険給付外し」は行わないこと。

(4) 介護保険の保険料、利用料の負担軽減を図ること。

2. 特養ホーム「待機者ゼロ」をめざすこと。高齢者の生活実態を勘案し、要介護3以下の高齢者を潜在的待機者として掌握し、入所できるようにすること。

#### 3. 生活保護行政について

●(1) コロナ禍のもとで生活保護は命を守る最後の砦であり、国民の権利である。このことを県民全体に広く周知し、県施設や健康福祉センター、市町の窓口において明記するとともに、窓口に来た人にすみやかに申請書を渡し手続きに入ること。

(2) 国に「生活扶助」5%削減を元に戻すよう求めること。母子加算、老齢加算の復活を求めること。

(3) 全受給者がエアコンを設置できるよう補助すること。生活実態に即して車の保有を認めること。

4. 難病患者、障害者の生活支援に県独自の支援を行うこと。とくに重度障害を持つ人を家族丸ごと支援するピア・サポート事業の拡充をはかり、親身なケアを行う環境を早急に整えること。

5. シングルマザーへの支援を行うしくみを作り、勤労、住居、生活、子育て等を丸ごと支援すること。

6. 2046年度までに7兆円も年金を目減りさせるしくみである「マクロ経済スライド」を廃止するよう国に働きかけること。

7. 県内に視覚障害者専用の老人ホームを開設するため尽力すること。

#### 【4】ジェンダー平等、県民生活の安全

1. DVをなくすため、指導員の養成、市町への配偶者暴力相談支援センター設置に全力をあげること。男女共同参画センター北館の相談体制の充実をはかり、一時保護受け入れのあり方、施設運営のあり方等を被害者本位に見直すこと。

2. DV被害者支援に取り組む民間団体、NPO等への支援を強化し、運営費等の財政支援を行うこと。新型コロナ対策の備品等の購入や活動形態の変更等を支援すること。

3. 性暴力の根絶をめざし、被害者支援に全力で取り組むこと。とちエールでの24時間相談体制が実施できるよう全面的に支援すること。被害の実態掌握のための調査を実施すること。

4. 女性の地位向上をめざし、県の女性幹部職員の登用計画を抜本的に強化すること。県関係機関にも同様の計画を求めること。民間企業等の賃金、昇級等の格差是正をはかる対策を支援すること。

5. 性的マイノリティ（LGBTQ）への差別と偏見をなくし、理解を促進し、権利を保障するための具体的な対策を講じること。相談窓口の充実をはかり、結婚支援、性適合治療への支援等、当事者の要望を反映した支援を行うこと。

6. 同性カップルのパートナーシップ宣誓制度を県として実施すること。

7. 地震の活発化や地球規模での気候変動に対応し、地域防災計画や災害ハザードマップ

を見直し、県民生活を守るための抜本的対策を強化すること。気象・地震・火山などの観測体制の抜本的強化を国に求めるとともに、住民への正確な情報提供を行えるよう関係機関との協力・連携を強化すること。

8. 不足している消防力を強化し、消防職員、分署を増やし、救急体制の強化をはかること。消防団と団員の増員・育成を支援すること。

#### 9. 被災者生活再建支援について

(1) 県被災者生活再建支援制度を拡充し、半壊、準半壊、一部損壊世帯に一定額の支給すること。その額は市町独自の既存制度を下回らない額とすること。

(2) 国の被災者生活再建支援制度について、半壊だけでなく準半壊、一部損壊を支給対象にすること、支給額を全壊500万円に引き上げることなどを国に働きかけること。

#### 10. 災害救助法住宅応急修理について

(1) 国に修理の対象範囲の拡大、給付上限額の拡大を要望すること。

(2) 2015年関東・東北豪雨、2019年東日本台風の経験から、水害の住家被害は柱、床、床下等を乾燥させるのに期間を要し、また多数の被害が集中するため修理請負事業者が不足することが明らかになった。工事完了期間原則一か月を撤廃すること。工事完了後の申請を認めること。指定の業者に依頼できず、自分で修理した場合でも領収書を保管している場合など支給対象にすることなど、柔軟に運用すること。

(3) ホームページや広報、被災者への配布物等において、日常生活に支障がある場合は自宅で避難生活をおくる場合も対象になること、資力要件が緩和されたこと、自分で修理した場合も支払い前であれば支給対象になること、応急修理完了まで公営住宅等への一時的入居が可能であることなど具体的に周知すること。

11. 水害の住家被害認定について、水害の実態に応じ、床下浸水を準半壊、床上浸水以上を半壊、床上0.3メートル以上の浸水を大規模半壊とするなどの見直しを国に求めること。

#### 12. コロナ対策と避難所の質の向上を図るため市町を支援し、財政支援すること。

(1) 避難所のあるべき環境をスフィア基準を参考に見直し、避難所の収容人数を感染症対策として十分な間隔をとれるよう見直し、民間のホテル、旅館、会館などを借りあげることも含め抜本的に増やすこと。

(2) 感染対策として効果的と指摘されるパーテーション、段ボールベッドは基準配備すること。枕、マットレス等を備品として配布できるようにすること。冷暖房設備を備えること。トイレの洋式化をはかること。

(3) 乳幼児のいる世帯への配慮(ミルク、おむつ、アレルギー対応食、肌着等)、ジェンダー視点の配慮(プライバシー保護、生理用品、性犯罪防止対策等)、高齢者への配慮を重視した避難所運営を行い、そのための指導者を育成すること。特に女性の指導者育成・配



置を支援すること。

(4) 福祉避難所を抜本的に増やし、事前に周知すること。高齢者や身体・精神障害児者、療養中の人、妊婦、乳幼児、持病のある人など気軽に利用できるようにすること。利用者に費用負担を求めないこと。

(5) 避難所の食事内容を改善し、温かい食事の提供に努めること。

13. 避難所の過密をさけるため、自宅等の在宅避難者を支援する体制、仕組みづくりを支援すること。安否確認や情報提供、水・食料・日用品・衛生用品・医薬品などの提供や、自力で支援物資を取りに行けない人への支援などをシステム化すること。

## 【5】教育の充実（教育委員会）

1. 本県では小・中学校の学級編成は35人以下となっているが、コロナ対策としてさらなる少人数学級が必要である。教職員削減計画を見直し、正規教職員を増員し、全学年で30人学級に移行させ、20人程度の学級にすること。

2. 1日8時間労働の原則を破り勤務時間を延長する「一年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。

### 3. 教員の多忙化解消

(1) 国・文科省に対し、教員一人あたりの授業コマ数を一日4コマまでに減らし、そのための教員定数増をはかるよう求めること。

(2) 学校全体の業務削減をはかること。県版学力テストの廃止、部活動の負担軽減などにとりくむこと。

### 4. 豊かで安全な学校給食

(1) 食育として教育の一環に位置づけられる学校給食の無償化を推進すること。無償化にとりくむ市町に県として財政支援すること。

(2) 食材の地産地消を推進し、補助制度を拡充すること。輸入小麦から発がん物質グリホサートが検出されており、パンの小麦は国産、県産を使用すること。

(3) 栄養教諭を増員し、全小中学校での食育の推進、食物アレルギー対応など食の安全・安心のための対応の充実がはかれるように配置すること。

(4) 自校方式で給食を提供する学校を増やすため市町を支援すること。

5. 県立高校において、教室の「密」を減少させるため30人学級に移行させること。

6. 県立高校再編計画において、4学級に満たない学校を特例校として統廃合の対象とする方針を見直すこと。県周縁部の高校は地域活性化の中軸であり、存続させるために教員

加配など支援するとともに、地域との連携を図り部局横断的支援を行うこと。

7. 県立高校入学選抜において、定員割れの高校の再募集を行うこと。

● 8. 特別支援学校の設置基準が4月から実施される。県として基準の順守とともに環境と教育の充実をはかること。

(1) 児童・生徒の増加への対応およびコロナ対策として教室を増やし、「密」を避け、障害の重度化重複化に対応できるよう教員を増員すること。

(2) 国に学校建設への補助率を引き上げを求めること。

(3) 特別支援学校を増やし、通学の負担をへらすこと。

(4) 医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。

9. 県立高校の体育館にエアコンを設置すること。

10. 小・中学校の体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化を促進するため、国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。

11. 小中一貫化や義務教育学校設置を名目にした安易な小・中学校の統廃合は行わないよう市町を指導すること。

12. 国に大学進学者への給付型奨学金制度の抜本的拡充を求めること。また県独自の給付型奨学金制度を創設すること。

13. 教育委員会、教育現場において障害者雇用を増やし、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えた働き方を促進すること。

14. 要保護世帯に支給される就学支援制度の入学準備金について、全市町で入学前支給が実施されるように徹底すること。また準要保護世帯への支給は市町単独事業であるが、日光市や宇都宮市では小学校、中学校新入生とも入学前支給を実施している。教育委員会として全市町の状況を掌握し、入学前支給を行うよう市町に働きかけること。

15. 教職員の期末手当に成果主義を持ち込む勤勉手当を廃止すること。勤務評価を賃金にリンクさせないこと。非常勤教員と正規教員の同一労働同一賃金を実現すること。

16. 不登校の子どもの権利を尊重し、学校強制でない教育への権利、安心して休む権

利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場に立って以下の公的支援を強化すること。

- (1)子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。
- (2)子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充する。
- (3)学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。
- (4)不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなう。
- (5)学校をすべての子どもにとって“安心して休める学校”にし、子どもを緊張感から解放する。

#### 17. 性的マイノリティ（LGBTQ）への理解促進と当事者への配慮

- (1)性的マイノリティに対する理解促進を重視し全教職員を対象に性的指向、性自認への理解を促進する研修を実施すること。子どもたちの理解を進めるため、授業で取り扱いをすすめること。
- (2) 当事者の生徒に対し①制服・体操着など性別を問わない選択制とする、②標準より長い髪型を認める（戸籍上男性）、③着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める、④修学旅行等宿泊を伴う行事での配慮を行うこと。

#### 18. 公立夜間中学校を宇都宮市ほか県南、県北に開設すること。市町教育委員会と協議・連携して取り組むこと。

#### ●19. 私学助成を拡充し、入学金、納付金も免除対象にすること。（経営管理部）

20. 全国で「ブラック校則」といわれる人権侵害やセクハラに等しいような校則の問題が顕在化している。県立高校の校則について、人権、多様性、ジェンダー平等の観点から、生徒の意見を反映させた自主的な点検・見直しを促進すること。

#### 21. 包括的性教育の推進について

子どもたちを性暴力や予期しない妊娠から守り、思春期の豊かな成長を保障するために、子どもの年齢・発達に即した、科学的な包括的性教育を導入すること。人間の生理や生殖、避妊についての科学的な知識、互いを尊重し合う人間関係を築く方法、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべなどを学ぶことを重視すること。 **新規**

#### ●22. 県立学校の女子トイレに生理用品を常備配置し、誰でも使用できるようにすること。 **新規**

### 【6】くらしと雇用・中小企業支援

1. 住宅や店舗のリフォームは、耐震化等の防災対策、バリアフリーやヒートショック対策など福祉と健康を守る対策、空き家・空き店舗によるまちづくりなど多面的な需要が見込まれ、中小企業の仕事を増やし地域経済を潤す効果が高い。経済活性化と県民の命と財産を守る事業と位置づけ、住宅や店舗リフォーム助成制度に取り組む市町を財政支援し、全市町でとりくめるようにすること。

2. 所得税法56条を改正し、家族従業者の働き分が正当に評価されるように税制改正を国に求めること。

3. パートタイム・有期雇用労働法において、不合理な待遇差の禁止や同一労働同一賃金の義務化が明記され新年度から中小企業に適用される。同一賃金や均等待遇を口実にした正規労働者の賃下げ・労働条件切り下げを許さず、社会全体の賃金や労働条件の底上げにつながるよう啓発に努めること。

4. 県および関係団体に任用・雇用される非正規労働者の労働条件改善に努めること。

5. 最低賃金の地域別ランクを廃止し全国一律にするよう国に求めるとともに、中小・零細企業の賃上げに対する支援策を講じるよう求めること。本県の最低賃金をただちに時給1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。

6. 非正規から正社員への転換を促進する県計画を前倒しで進めること。

7. 公契約条例を制定し、公共事業の質を確保し建設労働者の賃上げを推進すること。

8. 県・関係機関の障害者雇用を促進し、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にすること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。

9. 外国人労働者、技能実習生、留学生について

(1) 出入国管理法の改正による外国人労働者の急増に対し、居住自治体、就労実態、出身国および日本語理解の状況など詳細な実態把握に努め、かみ合った支援策を講じること。

(2) 労働局や関係団体と連携し、外国人労働者・技能実習生に対する法令違反や不当な権利抑制などが行われていないか実態調査を行うこと。

(3) 外国人労働者が人間らしく働き、住民生活が送れるよう就労、子どもの教育、医療等のワンストップ相談窓口を設置すること。

## 【7】農業・農村の振興

- 1. コロナ禍の米価暴落からコメ農家を守るために以下の対策を国に求めること。
  - (1) 主な生産物に家族労働費を含む生産費を基準にした価格と市場価格との差額を補填する「不足払い」制度を実現すること。
  - (2) 過剰対策として、需要減に見合った輸入コントロールを行うこと、需要減分を国が買い入れ、備蓄や生活困窮者支援、海外援助米として活用すること。
  
- 2. 県産米の消費促進と過剰対策として、富山県や群馬県館林市などで実施されているひとり親世帯への「おこめ券」の配布を参考に、県として生活困窮者、学生などに「おこめ券」を配布すること。子ども食堂、福祉施設などへも提供すること。 **新規**
  
- 3. 鳥インフルエンザや豚熱対策として、国に対して、発生農家への殺処分手当・特別手当金は逸失利益を含め補償するよう求めること。防疫作業にあたる自治体や農協の職員へのメンタルヘルスを含めた体調管理のための助言・指導、作業に見合う手当の支給等に必要な予算措置を求めること。
  
- 4. 養豚場の豚熱感染防止対策として、豚へのワクチン接種、野生動物の接近を防ぐ防護策の設置、野生イノシシへの経口ワクチン投与などあらゆる手立てを講じること。養豚農家への衛生管理指導等に従事する家畜防疫員や獣医師の増員等、体制強化をはかること。
  
- 5. 「農業者戸別所得補償制度」の復活またはコメの生産価格を支える新制度創設を国に求めるとともに、県独自の所得補償対策を講じること。農畜産物の価格保障を行うこと。
  
- 6. 地産地消を推奨し、県産農産物の消費拡大の取り組みを強化すること。朝市、直売所、地元食材活用の加工・販売事業所への支援、教育・福祉施設や企業の給食などへの活用を支援する制度を創設すること。
  
- 7. 学校給食の食材への県産農畜産物の利用拡大をはかること。地場産食材の活用率60%を目標とし、とちぎ地産地消推進事業費等の補助金を大幅に増額すること。有機栽培農産物の活用を促進すること。
  
- 8. 「主要農作物種子法」廃止によるコメ・麦・大豆などの公共品種を守る新しい法律の制定を国に求めること。
  
- 9. コメ、麦、大豆の種子の安定的な生産・供給に県が責任をもってとりくみ、十分な予算措置を行うこと。種苗の生産供給にかかわる県の指導・助言を後退させず、そのための人員確保と人材育成に努めること。原種、原原種の生産は県の責任で行い民間事業者へ

の指定はしないこと。原種農場の予算と体制を維持すること。

10. 農業試験場はじめ研究機関の予算を増やし、奨励品種の選定、新品種の開発・保管、病虫害対策等の研究を強化すること。

11. 農業次世代人材投資資金制度の対象年齢の引き上げ、支援額の引き上げ、支援期間の延長などを国に求め、県として新規就農する青年への支援策を拡充すること。

12. 持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業を支援し、2028年までの国連「家族農業の10年」決議に呼応した家族農業推進の施策を実施すること。

## 【8】 環境・原発・廃棄物対策

● 1. 日本原子力発電株式会社は、40年が経過し老朽化した東海第2発電所の再稼働をめざしている。本県との県境から32キロの至近距離にあり、過酷事故が起きれば、県民のくらしと健康、営業が根底から脅かされる懸念がある。県民の安全を守る責務を負う県として、試運転を含む再稼働に反対し廃炉にするよう日本原電に要請すること。

2. 東京電力株式会社は、福島第一原発事故が収束せず、事故原因・教訓が明らかになっていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発の再稼働をめざしている。再稼働に反対すること。

3. 国に対し、エネルギー基本計画を見直し、石炭火力や原子力発電に頼らず、再生可能エネルギー中心にするよう求めること。

4. 塩谷町への放射性指定廃棄物処分場選定を白紙撤回するよう国に求めること。特措法の見直しと8,000ベクレル/kg以下の廃棄物を国の責任で保管・処理するよう国に求めること。

5. 環境省が進める農家保管の放射性指定廃棄物の集約・減容化について、住民参加のオープンな意見交換の場を設け、要望に基づいた対応を国に求めること。

6. 農畜産物、学校給食等の放射性物質濃度測定を継続すること。

7. 原発事故によるこどもの健康への影響を県として調査し、こどもの甲状腺検査を行う自治体への財政的支援を行うこと。

8. 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、最終処分場の設置等に際して協議が必要とされる関係自治体の範囲の拡大、立地基準の距離制限の拡大をはかること。また工業団地も対象とすること。

9. 日光市・鹿沼市の横根高原や那須町御用邸下など大規模太陽光発電施設計画は、自然環境破壊や災害誘発の危険、景観破壊などが懸念され住民の反対の声が上がっている。自然環境、生活環境への影響が懸念される場所への立地や規模を規制する条例を制定すること。

10. 住民合意のないエコグリーンとちぎ（馬頭最終処分場）の建設を中止すること。住民が反対する県外廃棄物、放射性廃棄物を持ち込まないこと。設計・建設・運営・管理のあらゆる段階で情報公開を徹底すること。

11. 森林環境譲与税との二重課税となる県独自の目的税「とちぎの元気な森づくり県民税」を廃止または減額すること。

● 12. 「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」の策定にあたり、2030年までの温室効果ガス削減目標を現案の2013年度比50%よりさらに引き上げること。 新規

13. 再生可能エネルギーへの転換を促進し、県民が取り入れやすく環境への負荷が少ない小規模な太陽光発電、小水力発電を重視すること。住宅や建物の屋根等への太陽光発電・蓄電池、農地等のソーラーシェアリング、小水力発電への補助制度を創設すること。 新規

14. 地球温暖化法改正による再生可能エネルギー促進区域制度の活用にあたって、温室効果ガスの吸収源である森林の伐採や、急傾斜地への設置を規制するゾーニングを明確にすること。 新規

#### 【9】公共事業のあり方を見直し、災害に強い県に

1. 公共事業のあり方を見直し、大型開発事業を削減し、防災・老朽化対策優先、生活に密着した事業中心に切り替えること。

2. 県施設のブロック塀倒壊対策を急ぐとともに、民間・民家のブロック塀倒壊対策を助成する制度を実施している市町への財政支援制度を創設すること。

3. 教育・福祉施設、公民館等の耐震化を支援すること。
4. 崖崩れ危険箇所の点検・改修を前倒しで実施すること。
5. 熱海市で発生した土砂災害を教訓にして、危険な盛土や残土が放置されていないか、定期的に実態把握と点検を行い、必要な対策を講じること。 新規
6. 流域治水と河川整備計画について
  - (1) 台風第19号の降水量または過去最大の降水量をベースにした河川整備計画の策定または見直しをはかること。
  - (2) 流域治水の観点で治水対策を見直し、まちづくりと一体で推進するため、流域治水条例を制定すること。
7. 田川の氾濫防止対策について、床上浸水させない対策にとどまらず、床下浸水させない対策を講じること。宇都宮市中心部をはさむ上流・下流への調節地の設置を急ぐこと。
8. 姿川の氾濫防止対策について、大谷地区の調節地完成を急ぐとともに、河川整備計画を前倒しで推進すること。
9. 地方バス路線、第三セクター鉄道など、県民の足となっている公共交通を維持するため、県として補助額を増やし、市町を支援すること。
10. コリドール構想を見直し、地域高規格道路の常総・宇都宮東部連絡道路の整備・延伸計画を見直し・中止すること。
11. 思川開発南摩ダムは利水・治水ともに必要のないダムであり、事業から撤退し、国に建設中止を求めること。
12. 県営住宅について
  - (1) 老朽化した県営住宅の耐震化・老朽化対策を前倒しで進めること。宝木県営住宅の建て替えを計画すること。
  - (2) 県営住宅の入居基準を見直し、空き室の多い団地では若年単身者、UIJターンの若者なども入居できるようにすること。保証人をつける要件を廃止すること。
  - (3) 高齢世帯、単身世帯が多く居住する県営住宅の公園、駐車場等の清掃、草刈りなどは、県または指定管理事業者が責任を持って実施すること。
- 13. 宇都宮市・芳賀町のLRT整備事業は、路線、安全性、運営方式、費用などの点



においても県民・市民合意が得られておらず、着工後も工事中止を求める声が寄せられている。また建設費用の増加や西側延伸計画の全体像など市民・県民に対する情報公開が不十分であり公共事業のあり方として問題がある。支援方針を見直し、予算を計上しないこと。

14. 県管理道路、県有施設等の除草作業において、グリホサート、グリホシネートを含む農薬等の薬剤を使用しないこと。

15. 生活道路である県道の補修や自転車専用レーンの整備を急ぐこと。

#### 【10】ひらかれた県政・議会・財政運営

1. 個人情報の漏洩が懸念されるマイナンバーの県事務への活用範囲拡大をやめ、県民、職員にマイナンバーカードの取得を推奨・強要しないこと。

2. 県各部局、教育委員会等においても情報公開につとめ、開かれた県政にすること。

3. 県の役割を後退させる行財政改革を見直し、出先機関の行き過ぎた統廃合をやめること。行政需要に的確に対応し、業務の質を確保するため正規職員の削減は行わないこと。

4. 公務の民営化・市場化につながる公共施設へのPFI導入、指定管理制度の導入を見直し、公共性の強い事業は県直営にすること。

5. 公共サービスの質を確保するため、業務の民間委託を行わないこと。

6. 予算編成段階での情報公開を行い、県民に開かれたわかりやすい予算編成にすること。

7. 自動車税等県税の徴収にあたっては納税者の権利を保障し、行き過ぎた督促、滞納処分が行われることのないようにすること。

8. 議会予算のあり方を見直し、政務活動費の削減と透明化、公務諸費の廃止、公費による海外行政視察の中止などを県議会に要請すること。議員報酬、期末手当を減額すること。

#### 【11】憲法と平和に関する要望

●1. 国・岸田内閣に対し、核兵器禁止条約への参加と3月に予定されている第1回締約国会議へのオブザーバー参加を要請すること。

**新規**

2. 憲法改正は、国の問題であるとともに地方自治体のあり方を左右する大問題であり、9条改憲には多くの国民・県民が反対している。知事として憲法第99条を遵守する立場から改憲に反対の立場を表明するとともに、憲法を生かした県政運営につとめること。

3. 集団的自衛権行使容認の2014年7月の閣議決定の撤回ならびに安保法制の廃止を求めること。

4. 米軍横田基地にCV22オスプレイ機が配備され、三沢基地への訓練飛行の通過点として、県内上空の飛行が常態化している。陸上自衛隊木更津駐屯地など近隣の自衛隊基地にもV22オスプレイ機が配備された。オスプレイやC130輸送機等の栃木県空域での訓練の中止、自衛隊北宇都宮駐屯地への飛来・立ち寄り等に反対すること。北関東整備局を通じて栃木県空域を通過する訓練日程を掌握し、県民に公開すること。

5. 防衛省・陸上自衛隊に県内公道や市街地など演習場以外の場所での訓練を行わないよう求めること。

6. 宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地強化、海外派兵に反対すること。航空学校の飛訓練等について、深夜・早朝、保育所・学校等周辺での飛行を行わないよう求めること。

7. 沖縄県が反対している名護市の米軍新基地建設強行は、民意と地方自治を踏みにじる行為であり、反対すること。

●8. 米軍基地由来のオミクロン株の感染拡大で、沖縄県はじめ基地所在の地方自治体と住民は大変な苦難を強いられている。全国知事会は「日米地位協定の抜本的見直し」の提言を国に提出しているが、今回の事態を受けて改めて見直しを求めるよう働きかけること。

**新規**

9. 栃木県として非核平和県宣言を行うこと。

10. 日本非核宣言自治体協議会は、核兵器のない平和な自然環境を大切にすることをこめて、被爆アオギリ二世（広島）、被爆クスノキ二世（長崎）の苗木を配布し育成する運動を推奨している。県庁広場や県総合運動公園等に植樹すること。

以上